

重層的支援体制構築に向けた後方支援事業

予算額 3,736 千円

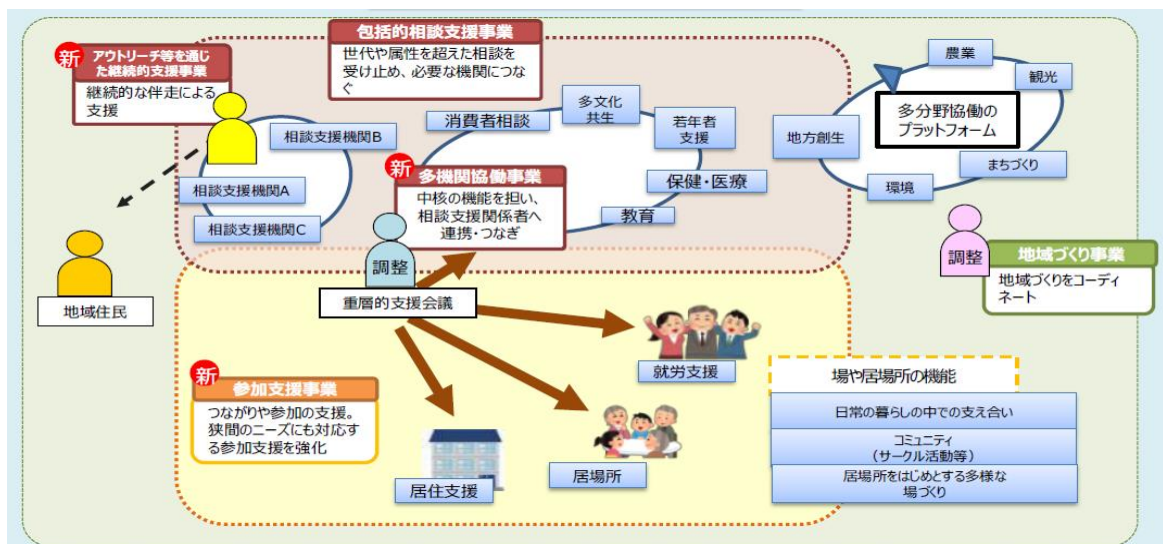
1 目的

市町村において、重層的支援体制整備事業や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう支援する。

2 現状と課題

- 現行制度は、「高齢」「障害」「子ども」など属性別、対象者別に整備されているが、人口減少などの社会構造の変化に加え、個人の価値観の変化や従来の血縁、地縁、社縁の希薄化などにより、いわゆる 8050 世帯や社会的孤立、介護・育児のダブルケアなど制度・分野を超えた複合的な課題が浮かび上がってきている。
- また、共生社会実現のために、課題解決を目指すのみならず、社会とのつながりを取り戻し、継続的な伴走型支援を行うことが重要である。
- こうした課題意識を背景に、令和 2 年度社会福祉法改正により、「断らない相談支援体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が市町村事業として創設された。

<重層的支援体制整備事業>



- しかし、重層的支援体制整備事業には、福祉部局のみならず教育や労政部局、更にはNPOや地域の地縁組織等といった多様な主体の参画や、その中核を担う人材の養成が不可欠であるなど、実施に当たり超えるべきハードルが高く、現時点では実施について「検討中」としている市町村が多くなっている。
- そこで、令和 3 年度については、市町村職員や相談支援従事者に向けた研修を行うとともに、市町村や相談支援機関等を対象とした調査を実施して、現状や導入に向けた課題等を整理し、今後、県として必要な支援策について検討する。

<重層的支援体制整備事業の開始予定(令和 2 年 11 月時点)>

令和 3 年度 (1 市)	逗子市
4 年度 (3 市)	鎌倉市、藤沢市、小田原市
5 年度 (1 市)	秦野市
検討中 (11 市、7 町)	横浜市、相模原市、横須賀市、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、二宮町、大井町、松田町、山北町、開成町、清川村

3 事業内容

(1) 市町村職員や相談支援従事者に向けた研修の実施

市町村における包括的な支援体制の構築に向けた、中核を担う人材を養成するため、市町村職員や相談支援従事者に対し、地域共生社会の目指す姿や関連する法制度について理解を深める。

なお、市町村にとって実効性のある研修とするため、市町村職員や相談支援従事者等と意見交換を行うなど、市町村等と連携して研修を実施する。

(2) 市町村間の交流・ネットワーク構築

市町村間の連携や情報交換を図るため、県・市町村担当者による連絡会議を開催するほか、市町村、市町村社会福祉協議会、学識経験者、専門職（弁護士、社会福祉士等）を構成員とするネットワークを構築し、有効な連携体制の整理及び構築を図る。

(3) 重層的支援体制構築のための実態調査

令和3年度から事業を実施する逗子市をはじめとした、複数の県内市町村における介護・障害・子育て・生活困窮分野の相談支援機関や市町村社協等を対象に、複雑・複合的な課題への対応状況、他機関との連携状況等について横断的に調査を実施することで、現状や導入に向けた課題等を整理し、今後、県として必要な支援策について検討する。